第一節　内部部局

第一款　大臣官房

（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）

第四条　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十三人、企画官七十九人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人及び食料自給率専門官二人を置く。

2・3　（略）

4　食料安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関すること（新事業・食品産業部の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

5　（略）

（削る）

6～11　（略）

（削る）

第一節　内部部局等

第一款　大臣官房

（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）

第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十三人、企画官三十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。

2・3　（略）

4　食料安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

5　（略）

6　環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

7　環境政策室に、室長を置く。

8～13　（略）

14　環境企画官は、命を受けて、第六項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官）

第七条　環境バイオマス政策課に、地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官五人、バイオマス専門官二人及び再生可能エネルギー専門官一人を置く。

2　地球環境対策室は、農林水産省の所掌事務に係る地球環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　地球環境対策室に、室長を置く。

4　再生可能エネルギー室は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務のうち再生可能エネルギーに関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　再生可能エネルギー室に、室長を置く。

6　環境企画官は、命を受けて、環境バイオマス政策課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　バイオマス専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　再生可能エネルギー専門官は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務のうち再生可能エネルギーに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、六次産業化専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第八条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、新

（国際戦略室並びに国際専門官及び国際交渉官）

第七条　国際政策課に、国際戦略室並びに国際専門官六人及び国際交渉官一人を置く。

2　国際戦略室は、農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　国際戦略室に、室長を置く。

4　国際専門官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関し国際部長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　国際交渉官は、農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

第八条　国際経済課に、国際専門官二十二人、国際交渉官五人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。